

資料編

第2次大洲市総合計画策定経過

| 実施時期 | 内容 |
|-------------|--|
| 平成27年8月4日 | (平成27年度)第1回大洲市総合計画策定部会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定・検証部会 |
| 平成27年8月11日 | 第1回大洲市総合計画審議会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議 |
| 平成27年8月24日 | (平成27年度)第1回大洲市総合計画策定委員会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定・検証委員会 ※合同説明会として開催 |
| 平成27年8月24日 | (平成27年度)第2回大洲市総合計画策定部会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定・検証部会 ※合同説明会として開催 |
| 平成27年8月24日 | (平成27年度)第1回大洲市総合計画策定班会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定・検証班会（総務企画班会・市民福祉班会・産業経済班会・建設班会・教育班会） ※合同説明会として開催 |
| 平成27年11月30日 | 第2回大洲市総合計画審議会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議 |
| 平成28年2月2日 | 第3回大洲市総合計画審議会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議 |
| 平成28年3月15日 | (平成27年度)第2回大洲市総合計画策定委員会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定・検証委員会 |
| 平成28年3月22日 | (平成27年度)第3回大洲市総合計画策定部会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定・検証部会 |
| 平成28年3月22日 | 第4回大洲市総合計画審議会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議 |
| 平成28年6月28日 | (平成28年度)第1回大洲市総合計画策定部会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定・検証部会 |
| 平成28年7月4日 | (平成28年度)第1回大洲市総合計画策定委員会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定・検証委員会 |
| 平成28年7月19日 | 第5回大洲市総合計画審議会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議 |
| 平成28年7月25日 | (平成27年度)第1回大洲市総合計画策定班会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定・検証班会（総務企画班会・市民福祉班会・産業経済班会・建設班会・教育班会） |
| 平成28年8月16日 | 第1回大洲市総合計画市民会議（大洲地域・長浜地域） |
| 平成28年8月17日 | 第1回大洲市総合計画市民会議（肱川地域・河辺地域） |
| 平成28年8月25日 | (平成28年度)第2回大洲市総合計画策定部会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定・検証部会 |
| 平成28年8月30日 | (平成28年度)第2回大洲市総合計画策定委員会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定・検証委員会 |
| 平成28年10月3日 | 第6回大洲市総合計画審議会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議 |
| 平成28年10月4日 | 第2次大洲市総合計画・基本構想（素案）への意見募集 （パブリックコメント／～11月3日／本庁・各支所・ホームページ） |

| 実施時期 | 内 容 |
|-------------------|---|
| 平成 28 年 10 月 4 日 | 第 2 回大洲市総合計画市民会議（大洲地域・長浜地域） |
| 平成 28 年 10 月 5 日 | 第 2 回大洲市総合計画市民会議（肱川地域・河辺地域） |
| 平成 28 年 11 月 8 日 | (平成 28 年度) 第 3 回大洲市総合計画策定部会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定・検証部会 |
| 平成 28 年 11 月 16 日 | (平成 28 年度) 第 3 回大洲市総合計画策定委員会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定・検証委員会 |
| 平成 28 年 11 月 21 日 | 第 7 回大洲市総合計画審議会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議 |
| 平成 28 年 12 月 20 日 | 第 2 次大洲市総合計画・基本構想の議決 |
| 平成 29 年 1 月 13 日 | 第 2 次大洲市総合計画・基本計画（素案）への意見募集 （パブリックコメント／～2月11日／本庁・各支所・ホームページ） |
| 平成 29 年 1 月 18 日 | 第 3 回大洲市総合計画市民会議（肱川地域・河辺地域） |
| 平成 29 年 1 月 19 日 | 第 3 回大洲市総合計画市民会議（大洲地域・長浜地域） |
| 平成 29 年 2 月 16 日 | (平成 28 年度) 第 4 回大洲市総合計画策定部会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定・検証部会 |
| 平成 29 年 2 月 24 日 | (平成 28 年度) 第 4 回大洲市総合計画策定委員会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定・検証委員会 |
| 平成 29 年 3 月 15 日 | 第 8 回大洲市総合計画審議会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議 |
| 平成 29 年 3 月 21 日 | 第 2 次大洲市総合計画の答申 |

第2次大洲市総合計画について 諮問書

27大企第371号
平成27年8月11日

大洲市総合計画審議会会長 様

大洲市長 清 水 裕

第2次大洲市総合計画の策定について（諮問）

第2次大洲市総合計画の策定に当たり、大洲市総合計画の策定等に関する条例（平成27年大洲市条例第22号）第4条の規定に基づき、ご意見を賜りたく諮問いたします。

（諮問理由）

現在の大洲市総合計画は、平成17年1月の市町村合併に伴い策定された新市建設計画を踏まえ、平成19年度に策定したものです。平成19年度から平成28年度までの10カ年を計画期間として、「きらめき創造 大洲市 ～みとめあい ささえあう 肱川流域都市～」を将来像と定め、各種施策を実施してまいりました。

この間、人口減少や少子高齢化等が急速に進展し、東日本大震災を契機とした防災、エネルギー対策など、社会情勢は絶えず変化を続けており、時代に即応した行政運営が求められております。

このような中、本市といたしましては、多様化、複雑化する地域課題に柔軟かつ適切に対応し、市民と行政が目指すべき、まちづくりの将来像を共有し、更なる市政発展に結びつけるため、これからのまちづくりを進める指針となる「第2次大洲市総合計画」を策定したいと考えております。

つきましては、市民の意見を踏まえつつ、市政の課題を着実に解決し、将来にわたり、持続可能な行財政運営の確立を図る観点からご意見を賜りたく諮問するものです。

第2次大洲市総合計画について 答申書

平成29年3月21日

大洲市長 清水 裕 様

大洲市総合計画審議会
会長 井関 和彦

第2次大洲市総合計画の策定について（答申）

平成27年8月11日付27大企第371号で諮問のありましたこのことについて、大洲市総合計画審議会条例の規定に基づき、慎重に調査、審議を行った結果、概ね適当であると評価いたします。

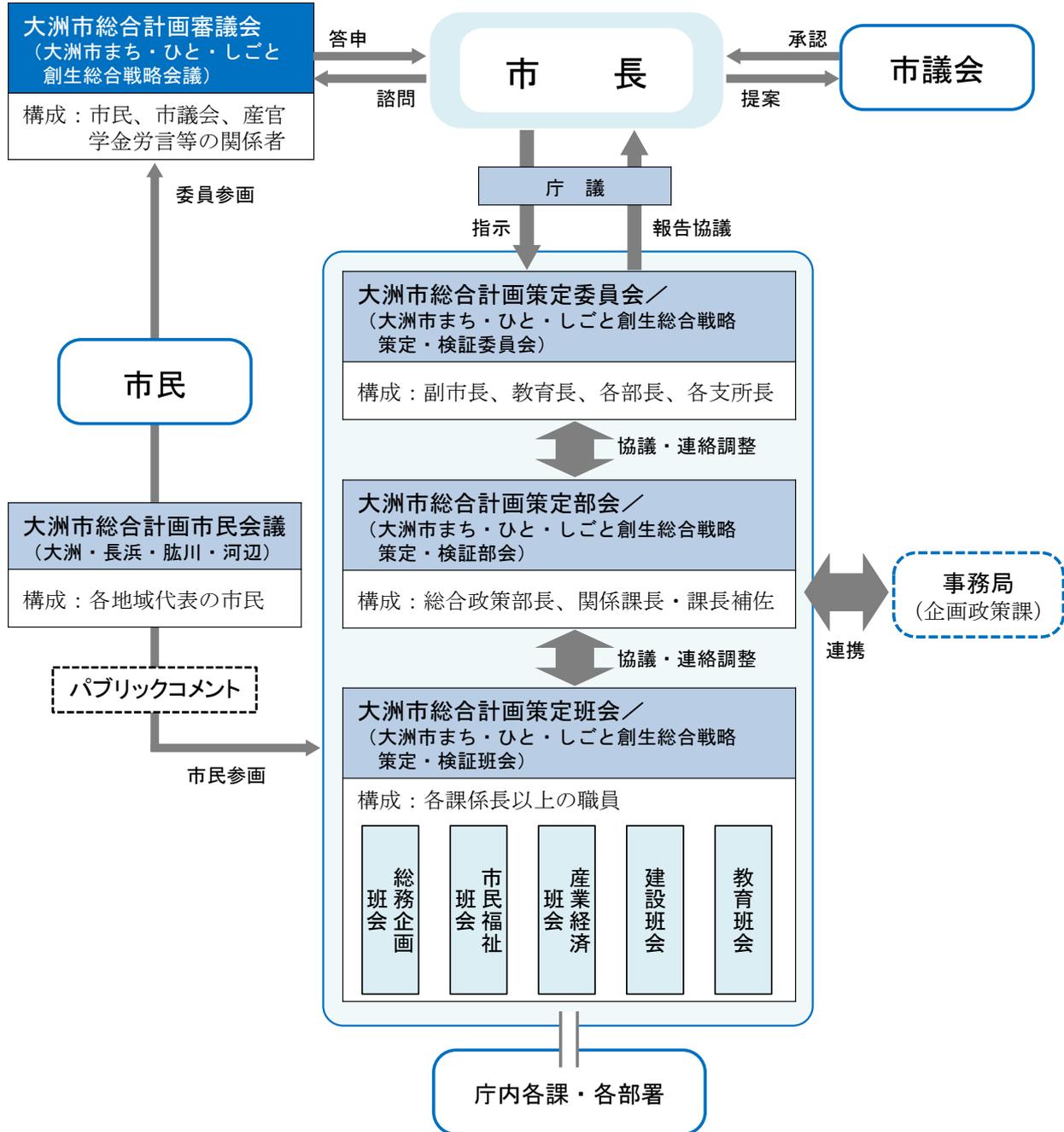
なお、計画の推進にあたっては、引き続き市民や事業者の理解と協力を得ながら、積極的な市民の参画と行政との協働、また、国・県及び関係機関との緊密な連携のもと、社会情勢の変化に的確に対応されることを要望します。

また、今後の施策の実施にあたっては下記の事項に十分配慮され、事業展開がなされますよう要望します。

記

- 1 「第2次大洲市総合計画」について市民に周知を図り、その施策の実現とその成果を市民に分かりやすく伝えていくように取り組んでください。
- 2 各施策・事業の実施にあたっては、健全な財政運営を基本とし、主要施策に定める方向性に基づきながら、重点的かつ効率的な事業展開を図るとともに、地域ごとの特性を活かした特色ある事業の実施に努めてください。
- 3 主要施策ごとに設定されている数値目標を随時、調査・確認し、施策の進捗状況を適切に管理しながら、施策や事業の実施内容を適切に見直していくようにしてください。
- 4 本市が未来にわたって“きらめき”続けるためには、人口減少をはじめとした本市が抱える課題の解決に向けて、行政だけでまちづくりに取り組むのではなく、市民や事業者、行政など、それぞれの役割と責任を明らかにした上で、市民や事業者との協働により諸施策を実現するよう取り組んでください。
- 5 水と緑の豊かな自然を有する本市の特徴や魅力、強みを活かした取組を一層強化してください。

第2次大洲市総合計画策定体系図



注：本計画は、本市の地方創生に向けた計画である「大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成28年3月策定・公表）との関わりが深いため、計画策定にあたっては、極力同じ会議体により連動して策定作業を進めた。

大洲市総合計画審議会委員等名簿

1. 大洲市総合計画審議会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議

| | 区分 | 役職名 | 氏名 | 備考 |
|----|------|---|--------|------------------|
| 1 | 市民代表 | 南久米自治会 会長 | 玉木 妙子 | |
| 2 | | 豊茂自治会 会長 | 藤淵 良子 | |
| 3 | | 大洲市自治会連絡会議 副会長 | 寺岡 勝信 | |
| 4 | | 大洲市自治会連絡会議 副会長 | 松本 明 | |
| 5 | | 公募委員 | 村上 知絵 | |
| 6 | 産業 | 大洲商工会議所 会頭（常議員） | 井関 和彦 | ※会長（役職変更：会頭⇒常議員） |
| 7 | | 愛媛たいき農業協同組合 代表理事組合長 | 菊地 秀明 | |
| 8 | | 大洲市森林組合 代表理事組合長 | 中野 孝廣 | |
| 9 | | 一般社団法人大洲青年会議所 理事長 | 柿見 亮介 | |
| 10 | 福祉 | 社会福祉法人大洲市社会福祉協議会 会長 | 福住 隆敏 | |
| 11 | | 大洲市保育会 会長 | 吉田 葉子 | |
| 12 | 教育 | 大洲市PTA連合会女性副会長会 会長 | 福本 政代 | |
| 13 | 官 | 愛媛県南予地方局八幡浜支局 支局長 | 尾崎 幸朗 | |
| 14 | 学識 | 国立大学法人愛媛大学 大学院理工学研究科 准教授 | 羽鳥 剛史 | ※副会長 |
| 15 | 金融 | 株式会社伊予銀行 大洲支店 支店長 | 松浦 勇人 | |
| 16 | | 株式会社愛媛銀行 大洲支店 支店長 | 洲之内 耕二 | |
| 17 | 労働 | 日本労働組合総連合会 愛媛県連合会 南予地域協議会 大洲喜多支部 支部長 | 村上 一郎 | |
| 18 | 言論 | 愛媛新聞社 八幡浜支社 支社長 | 玉井 知子 | |
| 19 | 議会 | 大洲市議会 議長 | 福積 章男 | |
| 20 | | 大洲市議会 総務企画委員会 委員長 | 中野 寛之 | |

（異動などにより途中で退任された委員）

| | 区分 | 役職名 | 氏名 | 備考 |
|----|----|---------------------|-------|----|
| 1 | 産業 | 大洲市森林組合 代表理事組合長 | 竹田 千尺 | |
| 2 | | 一般社団法人大洲青年会議所 理事長 | 樽井 淳 | |
| 3 | | 一般社団法人大洲青年会議所 理事長 | 大隅 亮平 | |
| 4 | 福祉 | 社会福祉法人大洲市社会福祉協議会 会長 | 田上 隼藏 | |
| 5 | 教育 | 大洲市PTA連合会女性副会長会 会長 | 和氣 由希 | |
| 6 | 官 | 愛媛県南予地方局八幡浜支局 支局長 | 大森 文男 | |
| 7 | 金融 | 株式会社伊予銀行 大洲支店 支店長 | 日野 正徳 | |
| 8 | | 株式会社愛媛銀行 大洲支店 支店長 | 渡部 伸吾 | |
| 9 | 言論 | 愛媛新聞社 八幡浜支社 支社長 | 村上 直史 | |
| 10 | 議会 | 大洲市議会 議長 | 向井 敏憲 | |
| 11 | | 大洲市議会 議長 | 宮本 増憲 | |
| 12 | | 大洲市議会 総務企画委員会 委員長 | 大野 立志 | |

2. 大洲市総合計画策定委員会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定・検証委員会

| | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|----|------------------|--------|------|
| 1 | 副市長 | 小島 健市 | ※委員長 |
| 2 | 教育委員会 教育長 | 二宮 隆久 | |
| 3 | 総務部長 | 松田 眞 | |
| 4 | 会計管理者 | 徳永 善彦 | |
| 5 | 総合政策部長 | 森田 比登志 | |
| 6 | 市民福祉部長 | 藤田 修 | |
| 7 | 産業経済部長 | 武田 康秀 | |
| 8 | 建設部長 | 上田 信幸 | |
| 9 | 教育委員会 教育部長 | 井上 徹 | |
| 10 | 議会事務局長 | 岡村 清利 | |
| 11 | 大洲病院事務長 | 松本 一繁 | |
| 12 | 大洲地区広域消防事務組合 消防長 | 大野 博史 | |
| 13 | 長浜支所長 | 西山 茂寿 | |
| 14 | 肱川支所長 | 池田 悦子 | |
| 15 | 河辺支所長 | 和氣 栄一 | |

(異動などにより途中で退任された委員)

| | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|---|--------|-------|-----|
| 1 | 会計管理者 | 蔵田 伸一 | |
| 2 | 総合政策部長 | 神元 崇 | |
| 3 | 産業経済部長 | 西岡 道泰 | |
| 4 | 建設部長 | 上田 信幸 | |
| 5 | 議会事務局長 | 山田 隆司 | |

3. 大洲市総合計画策定部会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定・検証部会

| | 役 職 | 氏 名 | 備考 |
|----|--------------------|--------|------|
| 1 | 総合政策部 部長 | 森田 比登志 | ※部会長 |
| 2 | 総務部財政契約課 課長 | 曾根 恭輔 | |
| 3 | 総務部総務課 課長補佐 | 田中 純 | |
| 4 | 総合政策部情報管理課 課長 | 平田 隆志 | |
| 5 | 総合政策部えひめ国体推進課 課長補佐 | 泉 浩嗣 | |
| 6 | 市民福祉部子育て支援課 課長 | 篠原 雅人 | |
| 7 | 市民福祉部社会福祉課 課長補佐 | 山本 稔 | |
| 8 | 産業経済部観光まちづくり課 課長 | 河野 悟久 | |
| 9 | 産業経済部農林水産課 課長補佐 | 谷本 寿幸 | |
| 10 | 建設部都市整備課 課長 | 谷川 剛 | |
| 11 | 建設部建設課 課長補佐 | 竹本 安文 | |
| 12 | 教育委員会事務局教育総務課 課長 | 久保 明敬 | |
| 13 | 教育委員会事務局教育総務課 課長補佐 | 隅田 充 | |
| 14 | 長浜支所地域振興課 課長 | 藤岡 章男 | |
| 15 | 肱川支所地域振興課 課長 | 中野 富士雄 | |
| 16 | 河辺支所地域振興課 主幹 | 谷本 富英 | |

(異動などにより途中で退任された委員)

| | 役 職 | 氏 名 | 備考 |
|---|------------------|-------|----|
| 1 | 総合政策部 部長 | 神元 崇 | |
| 2 | 総務部税務課 課長補佐 | 高岡 公重 | |
| 3 | 市民福祉部保険年金課 課長補佐 | 谷本 浩二 | |
| 4 | 産業経済部観光まちづくり課 課長 | 武田 康秀 | |
| 5 | 産業経済部農林水産課 課長補佐 | 谷本 寿幸 | |
| 6 | 教育委員会事務局教育総務課 課長 | 藤田 修 | |

4. 大洲市総御具計画策定班会／大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定・検証班会

①総務企画班会

| | 役 職 | 氏 名 | 備考 |
|----|-------------------|-------|----|
| 1 | 総務部総務課 専門員 | 富永 幸広 | |
| 2 | 総務部財政契約課 係長 | 井上 智史 | |
| 3 | 総務部危機管理課 専門員 | 中島 清和 | |
| 4 | 総務部税務課 専門員 | 相原 正知 | |
| 5 | 会計課 係長 | 和田 憲司 | |
| 6 | 総合政策部企画政策課 専門員 | 谷本 晃一 | |
| 7 | 総合政策部情報管理課 課長補佐 | 矢野 雅之 | |
| 8 | 総合政策部えひめ国体推進課 専門員 | 窪田 敬 | |
| 9 | 長浜支所地域振興課 課長補佐 | 菊地 敏宏 | |
| 10 | 肱川支所地域振興課 専門員 | 新 幸枝 | |
| 11 | 河辺支所地域振興課 専門員 | 本門 哲也 | |

(異動などにより途中で退任された委員)

| | 役 職 | 氏 名 | 備考 |
|---|----------------|-------|----|
| 1 | 会計課 専門員 | 山木 康賢 | |
| 2 | 総合政策部情報管理課 専門員 | 檜田 剛 | |

②市民福祉班会

| | 役 職 | 氏 名 | 備考 |
|----|-----------------|--------|----|
| 1 | 市民福祉部市民生活課 専門員 | 富永 恵一 | |
| 2 | 市民福祉部保険年金課 専門員 | 田中 宏明 | |
| 3 | 市民福祉部社会福祉課 専門員 | 信尾 肇典 | |
| 4 | 市民福祉部子育て支援課 係長 | 木村 勇仁 | |
| 5 | 市民福祉部高齢福祉課 専門員 | 坂本 直哉 | |
| 6 | 市民福祉部人権啓発課 専門員 | 川野 廣明 | |
| 7 | 大洲保健センター 係長 | 新穂 サチ子 | |
| 8 | 大洲病院管理部事務課 課長補佐 | 大藤 美樹 | |
| 9 | 長浜支所地域振興課 専門員 | 西宮 潔 | |
| 10 | 肱川支所地域振興課 専門員 | 山本 賢 | |
| 11 | 河辺支所地域振興課 係長 | 石浦 陽 | |

(異動などにより途中で退任された委員)

| | 役 職 | 氏 名 | 備考 |
|---|-----------------|--------|----|
| 1 | 市民福祉部市民生活課 専門員 | 東 和彦 | |
| 2 | 市民福祉部子育て支援課 専門員 | 宇都宮 育子 | |
| 3 | 長浜支所地域振興課 課長補佐 | 菊池 章 | |
| 4 | 河辺支所地域振興課 専門員 | 宮田 千代子 | |

③産業経済班会

| | 役 職 | 氏 名 | 備考 |
|---|------------------|-------|----|
| 1 | 産業経済部商工産業課 専門員 | 三好 治 | |
| 2 | 産業経済部観光まちづくり課 係長 | 村中 元 | |
| 3 | 産業経済部農林水産課 専門員 | 小泉 貴司 | |
| 4 | 産業経済部農山漁村整備課 専門員 | 菊池 敦 | |
| 5 | 農業委員会事務局 専門員 | 沖田 敏広 | |
| 6 | 長浜支所地域振興課 専門員 | 村上 一郎 | |
| 7 | 肱川支所地域振興課 課長補佐 | 和氣 哲弘 | |
| 8 | 河辺支所地域振興課 係長 | 上川 靖睦 | |

(異動などにより途中で退任された委員)

| | 役 職 | 氏 名 | 備考 |
|---|----------------|-------|----|
| 1 | 産業経済部商工産業課 専門員 | 押田 清 | |
| 2 | 肱川支所地域振興課 課長補佐 | 富永 重則 | |
| 3 | 河辺支所地域振興課 主査 | 沖田 修二 | |

④建設班会

| | 役 職 | 氏 名 | 備考 |
|---|---------------|-------|----|
| 1 | 建設部建設課 係長 | 西田 憲二 | |
| 2 | 建設部都市整備課 課長補佐 | 上野 康広 | |
| 3 | 建設部水道課 専門員 | 上田 規男 | |
| 4 | 建設部下水道課 係長 | 山本 晃 | |
| 5 | 建設部治水課 課長補佐 | 加納 紀彦 | |
| 6 | 建設部ダム対策課 専門員 | 形山 康登 | |
| 7 | 長浜支所地域振興課 係長 | 窪 誠人 | |
| 8 | 肱川支所地域振興課 専門員 | 山本 裕之 | |
| 9 | 河辺支所地域振興課 主幹 | 谷本 富英 | |

(異動などにより途中で退任された委員)

| | 役 職 | 氏 名 | 備考 |
|---|---------------|-------|----|
| 1 | 建設部水道課 専門員 | 河野 秀伴 | |
| 2 | 建設部治水課 専門員 | 後藤 忠明 | |
| 3 | 長浜支所地域振興課 専門員 | 谷上 眞悟 | |

⑤教育班会

| | 役 職 | 氏 名 | 備考 |
|---|---------------------|--------|----|
| 1 | 教育委員会事務局教育総務課 主査 | 加賀山 真帆 | |
| 2 | 教育委員会事務局生涯学習課 課長補佐 | 福住 重雄 | |
| 3 | 教育委員会事務局文化スポーツ課 専門員 | 祖母井 透 | |
| 4 | 教育委員会事務局文化スポーツ課 係長 | 白石 尚寛 | |
| 5 | 学校給食センター 主査 | 三瀬 奈津江 | |
| 6 | 長浜公民館 課長補佐 | 山下 敦司 | |
| 7 | 肱川公民館 課長補佐 | 石家 清 | |
| 8 | 河辺公民館 専門員 | 山本 和明 | |

(異動などにより途中で退任された委員)

| | 役 職 | 氏 名 | 備考 |
|---|--------------------|--------|----|
| 1 | 教育委員会事務局教育総務課 課長補佐 | 岡本 ゆかり | |
| 2 | 河辺公民館 課長補佐 | 智葉 雅敬 | |

5. 大洲市総合計画市民会議

①大洲地域

| | 役 職 等 | 氏 名 | 備 考 |
|----|-------------------|-------|------|
| 1 | 肱南自治会 | 上田 哲男 | ※会長 |
| 2 | 久米自治会 | 東 敏彦 | |
| 3 | 肱北地区自治会 | 清水 博幸 | |
| 4 | 若宮地域自治会 | 手水川 公 | |
| 5 | 五郎自治会 | 青木 憲一 | |
| 6 | 田口地区自治会 | 武田 賢一 | |
| 7 | たいら自治会 | 片岡 康雄 | |
| 8 | 平野自治会 | 松平 忠 | |
| 9 | 南久米自治会 | 玉木 妙子 | ※副会長 |
| 10 | 菅田自治会 | 小川 陽一 | |
| 11 | 大川自治振興会 | 松岡 昇平 | |
| 12 | 柳沢自治会 | 中岡 隆雄 | |
| 13 | 新谷自治会 | 亀岡 佳章 | |
| 14 | 三善自治会 | 窪田 亀一 | |
| 15 | 八多喜自治会 | 西山 隆夫 | |
| 16 | 上須戒自治会 | 檜田 將夫 | |
| 17 | (有) 樽井旅館常務取締役 | 樽井 淳 | |
| 18 | 農業 | 大野 元生 | |
| 19 | 前P T A連合会女性副会長会会長 | 和氣 由希 | |
| 20 | 大洲北中学校P T A副会長 | 富永 弘美 | |

②長浜地域

| | 役 職 等 | 氏 名 | 備 考 |
|----|--------------------------------|--------|------|
| 1 | 長浜自治会会長 | 東 信利 | ※会長 |
| 2 | 長浜自治会行政連絡部会長 | 米子 毅 | |
| 3 | 沖浦自治会会長 | 湊 隼人 | ※副会長 |
| 4 | 沖浦文化体育部員 | 岡 志喜子 | |
| 5 | 今坊自治会会長 | 洲尾 計邦 | |
| 6 | 今坊自治会副会長 | 宮田 重伸 | |
| 7 | 櫛生地域自治会会長 | 坂東 敏幸 | |
| 8 | 櫛生公民館館長 | 大塚 薫 | |
| 9 | 出海自治会会長 | 東浦 義隆 | |
| 10 | 出海自治会行政連絡部会 | 酒城 匡 | |
| 11 | 大和自治会会長 | 叶岡 廣志 | |
| 12 | 大和自治会行政連絡部会長 | 叶 義啓 | |
| 13 | 豊茂自治会会長 | 藤淵 良子 | |
| 14 | 豊茂自治会行政連絡部長 | 津田 謙治 | |
| 15 | 白滝自治会会長 | 岡花 貢 | |
| 16 | 白滝自治会事務局長 | 森川 純行 | |
| 17 | J A愛媛たいき農協果樹生産出荷協議会 キウイ部会会長 | 宮田 吉徹 | |
| 18 | 長浜商店連盟会長 | 鈴木 正一郎 | |
| 19 | 長浜小学校P T A副会長 | 重松 千亜紀 | |
| 20 | 長浜中学校P T A前副会長 | 渡邊 ひとみ | |

③肱川地域

| | 役職等 | 氏名 | 備考 |
|----|---------------|--------|------|
| 1 | 肱川地区民生児童委員 | 山本 晴美 | |
| 2 | 肱川地区民生児童委員 | 黒田 信子 | |
| 3 | 肱川地区民生児童委員 | 富永 幸男 | |
| 4 | 農業 | 坪田 敏志 | |
| 5 | 農業 | 森 鈴美 | |
| 6 | 農業 | 藤高 京香 | |
| 7 | 元川上商工会青年部長 | 岩田 淳司 | |
| 8 | 道の駅野菜等出荷組合員 | 宮本 慶子 | |
| 9 | 元文化協会肱川支部副支部長 | 濱田 律朗 | |
| 10 | 元PTA 副会長 | 三瀬 清香 | |
| 11 | 中央自治会長 | 白尾 公男 | |
| 12 | 正山自治会長 | 櫻田 和明 | |
| 13 | 大谷自治会長 | 今宮 雅司 | ※副会長 |
| 14 | 岩谷自治会長 | 寺岡 勝信 | ※会長 |
| 15 | 予子林自治会長 | 畦崎 和男 | |
| 16 | 農業 | 山内 由貴 | |
| 17 | 商工業 | 川上 和洋 | |
| 18 | 子育て世代女性 | 二宮 さおり | |
| 19 | 子育て世代女性 | 中山 陽保子 | |

④河辺地域

| | 役 職 等 | 氏 名 | 備 考 |
|----|---------------|--------|------|
| 1 | 植松自治会会長 | 松本 明 | ※会長 |
| 2 | 植松分館分館長 | 長岡 勇 | |
| 3 | なでしこ会会長 | 富永 千代子 | |
| 4 | 坂本自治会会長 | 稲田 秀一 | ※副会長 |
| 5 | 坂本分館分館長 | 塚野 靖 | |
| 6 | すみれ会会長 | 馬喰田 哲子 | |
| 7 | 大伍自治会会長 | 請田 竹男 | |
| 8 | 大伍自治会副会長 | 河野 英昌 | |
| 9 | 大伍分館分館長 | 壽野 公英 | |
| 10 | 北平自治会会長 | 加茂 一司 | |
| 11 | 北平自主防災組織事務局長 | 北地 富美雄 | |
| 12 | 大洲市消防団女性分団団員 | 山田 ヤエ子 | |
| 13 | 河辺未来創造塾塾長 | 梅木 健一 | |
| 14 | 川上商工会監事 | 古野 誉 | |
| 15 | 河辺中学校 PTA 副会長 | 濱田 紀美江 | |

大洲市総合計画の策定等に関する条例

平成 27 年 7 月 1 日
大洲市条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大洲市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市におけるまちづくりの基本的な指針として基本構想及び基本計画により構成するものをいう。
- (2) 基本構想 総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画をいう。

(総合計画の策定等)

第 3 条 市長は、広く市民の意見を反映した総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、本市の最上位の計画とし、個別の施策に係る計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第 4 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、大洲市総合計画審議会条例(平成 17 年大洲市条例第 244 号)第 1 条に規定する大洲市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第 5 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第 6 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大洲市総合計画審議会条例

平成 17 年 3 月 31 日

大洲市条例第 244 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、大洲市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、大洲市総合計画に関し、必要な事項を調査し、及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に招集する審議会は市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

用語解説

| アルファベット | |
|--------------------|--|
| ADSL | 電話の加入者線である銅線を利用した高速のデータ通信技術のこと。 |
| AED (自動体外式除細動器) | Automated External Defibrillator の略語。自動体外式除細動器のことであり、心停止の際に自動的に心電図の解析を行い、心室細動を検出した際は除細動を行う医療機器。 |
| ALT (外国語指導助手) | Assistant Language Teacher の略語。中学校や高等学校における外国語授業や小学校における外国語会話などの補助をする助手のこと。 |
| CATV | ケーブルテレビ。映像を同軸ケーブル・光ファイバー・ケーブルで伝送する有線のテレビ。 |
| CLT | Cross Laminated Timber の略語。欧米で開発された工法で、板の層を各層で互いに直行するように積層接着した木質系材料のこと。平成 25 年 12 月に日本農林規格 (JAS) として“直交集成板”の名称により制定され、平成 26 年 1 月に施行された。 |
| CS分析 | 顧客満足度調査のこと。市民を顧客と見立てて、各施策 (項目) の満足度と重要度を分析したもの。 |
| DMO | Destination Marketing Organization の略語。「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりに向けて、マーケティングに基づく観光戦略の策定・推進、地域内の幅広い関係者との合意形成など、観光事業のマネジメントを担う組織及び機能のこと。 |
| ICT (情報通信技術) | Information and Communication Technology の略語。情報・通信に関連する技術一般の総称であり、「IT」とほぼ同様の意味。 |
| ISO認証 | ISO は、International Organization for Standardization の略語で、国際標準化機構のこと。ISO が定める環境管理システム「ISO 規格」は、企業などにおける国際間の取引をスムーズにするための共通の基準であり、これに適合することを ISO 認証という。 |
| NPO | Non-Profit Organization の略語。「非営利組織」のこと。株式会社などの営利を追及する企業とは異なり、営利を目的としない組織のこと。 |
| PFI | Private Finance Initiative の略語。公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。 |
| SNS | Social networking service の略語。インターネット上の交流を通して人と人とのつながりやコミュニケーションをサポートし、社会的なネットワーク (ソーシャルネットワーク) を構築するサービスのこと |
| UJIターン | Uターンは、進学や就職などで、都市部に出た後、再び生まれ育った地域に戻ってきて定住すること。Jターンは、都市部に出た後、生まれ育った地域の近隣地域に戻ってきて定住すること。Iターンは、都市部出身の人が、地方部に移住すること。一般的には大都市圏とその他の地方圏の間での人の移動を意味する。 |

| あ行 | |
|------------------|--|
| アクセシビリティ | 近づきやすさやアクセスのしやすさのことであり、「ホームページのアクセシビリティ」とは、ホームページにアクセスした誰もが容易に情報を共有できるよう、高齢者や障がい者などあらゆる利用者に配慮したWebサービスを提供する状態にあること。 |
| インバウンド | 「外から入ってくる旅行」の意味であり、海外からの訪日外国人旅行者のこと。 |
| か行 | |
| グリーン購入 | 製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。「国等による環境物品等の調達の推薦等に関する法律(グリーン購入法)」では、公共機関が物品などを購入する際には、できるだけ環境負荷の低いものを選ぶよう定められている。 |
| グリーン・ツーリズム | 農山漁村地域で自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。 |
| グローバル化 | 国境を越えた地球環境での人や物の移動、経済活動などが活発になること。 |
| 高付加価値化 | 商品の生産・流通の各段階で新しく高いレベルの価値を付け加えること。 |
| 国際理解教育 | 世界は、戦争・貧困・開発・差別・人権・環境問題など、様々な問題を抱え続けており、このような国際的な問題について、現状を知り、課題に気づき考えて、自らできることを実行する、というプロセスで学習に取り組む教育のこと。 |
| コミュニティスクール | 学校の運営に対して、保護者や地域住民に積極的に関わってもらい、運営の一部を任せる形態の学校のこと。現在は、保護者や地域住民などから構成される「学校運営協議会」を置く学校をコミュニティスクールと称している。 |
| コンテンツ・ツーリズム | テレビアニメやテレビドラマ、映画、文学などの「コンテンツ」の舞台である土地を訪れる観光のこと。 |
| コンパクト・プラス・ネットワーク | 医療・福祉施設、商業施設や住居などがコンパクトにまとまって都市の中心に立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通ネットワークによりこれらの生活利便施設などにアクセスできる都市構造のこと。 |
| さ行 | |
| サイクル・ツーリズム | 自転車に乗って旅行先の土地・地形・自然・景観などを楽しむ形態の観光のこと。 |
| 再生可能エネルギー | 有限な石油・石炭などの化石燃料、原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。 具体的には、太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱、波力などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指す。 |
| サイン看板 | 各種施設や観光名所など、ある場所への方向を指し示す看板のこと。 |
| 循環型社会 | モノを大量に生産・消費し、大量に破棄するような社会ではなく、モノを何度も使ったりリサイクルしたりすることを前提とした社会のこと。 |

| | |
|-------------|---|
| さ行 | |
| 水源涵養機能 | 森林の土壌が持つ機能であり、降水を貯留し河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定させる機能。 |
| スクラップアンドビルド | 老朽化して非効率な行政施設や機能を廃止して、新しい行政施設・機能におきかえることにより、集中化、効率化などを実現すること。 |
| た行 | |
| 多文化共生社会 | ひとつの地域のなかで、さまざまな民族・文化が相互尊重しつつ共存し、ともに生活を営んでいる社会。 |
| 男女共同参画社会 | 男女が社会を構成する対等なパートナーとして、共に活躍できる機会が得られ、お互いに協力し合いながら責任を担う社会。 |
| 第三セクター | 国や都道府県・市町村（第一セクター）と民間企業（第二セクター）の共同出資によって設立される事業体のこと。 |
| 地域包括ケアシステム | 住まい・医療・介護・予防・生活支援を地域の中で一体的に提供する、地域における包括的な支援・サービス提供体制及びそのような地域社会のこと。 |
| 知行合一 | 陽明学の命題のひとつであり、知識と行動は本来ひとつのものであって離れるべきではなく、知れば必ず行えるのであり、行ってこそ初めて知ったことになるという教え。 |
| 地産地消 | 「地場生産－地場消費」を略した言葉で、地元でとれた生産物を地元で消費すること。 |
| 低炭素社会 | 地球温暖化の抑止を目的とした、化石燃料への依存度が低く、二酸化炭素（温室効果ガス）の排出が少ない社会のこと。 |
| な行 | |
| 内水面漁業 | 河川・池・沼など淡水における漁業のことで、本市では、肱川における漁業を指す。 |
| 中江藤樹 | 近江国（現在の滋賀県）出身の江戸時代初期の陽明学者。大洲藩に藩士として仕える。 |
| 認定こども園 | 子育てを支援するため、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を合わせ持った施設のこと。定められた認定基準を満たす施設は、都道府県などから「認定こども園」の認定を受けることができる。 |
| 認定農業者 | 市町村長から認定を受けた農業者のことで、農業者が作成した農業経営改善計画（経営規模の拡大や生産の合理化など農業経営の改善を図るための計画）と市町村の農業に関する方針などが合致していれば認定される。農業者は認定を受けることで、様々な支援を受けることができるようになる。 |
| ノーマライゼーション | 年齢や障がいの有無に関わらず、全ての人々が平等に、自立した生活や社会活動を営むことができることが普通であるという考え方。そのための社会的条件や基盤の整備を行うという考え方。 |

| は行 | |
|------------|--|
| パブリックコメント | 「意見公募手続」ともよばれる。市が各種計画などを策定する際に、広く意見を述べる機会を設け、そこで得た意見などを考慮した上で策定するといった一連の手続きのこと。 |
| バリアフリー | 道路の段差など、身体の不自由な人などが、生活をしていく上で支障を感じるような、物理的・機能的な障壁などを取り除くこと。 |
| ポケットパーク | 駐車場やトイレを備えた小さな公園のこと。 |
| ま行 | |
| マイナンバー制度 | 住民票を有する全ての国民に1人1つの番号を付して、効率的に情報を管理することにより、社会保障制度や税制などの分野において、公平・公正・効率的な行政手続きを行うための制度 |
| 木質バイオマス | 木を切ったときに出る枝や葉、木くずなど、これまで捨てられていたもので、工夫すれば燃料や製品の材利用となるもの。 |
| や行 | |
| ユニバーサルデザイン | 「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように設計すること。 |
| ら行 | |
| ライフステージ | 年齢ではなく、結婚、子育て、仕事など生活状況（生活スタイル）に注目して区切った段階のこと。 |